

令和 6 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 6 年 1 2 月 6 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金) 1 4 時 3 0 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男 2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文 4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦 6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明 8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時次郎 1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志 企 画 課 長 亀 田 美 香 大 刀 洗 稲 葉 佳 奈 平 和 記 念 館 財 政 課 長 尾 畑 正 行 税 務 課 長 八 尋 福 由 出 納 室 長 橋 本 照 美 住 民 課 長 吉 浦 高 幸 人 権 ・ 同 和 尾 籠 浩 一 郎 健 康 課 長 橋 本 豊 対 策 室 長 環 境 防 災 課 長 岡 部 裕 行 建 設 課 長 行 武 一 洋 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司 上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 村 山 弥 生 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 小 川 真 一
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁

会 議 録

令和6年第4回定例会

[閉会日]

令和6年12月13日（金）

開 議	
議 長	皆さんお疲れさまでございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (14:00)
日程第1	
議 長	日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	こんにちは。 本日は、令和6年第4回定例会の最終日でございますが、開会日をお願いしておりましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、追加議案4件の提案理由の説明を申し上げます。 議案第60号、訴えの提起につきましては、町営住宅使用料を長期にわたり滞納している入居者が再三の催告等に応じないことから、町営住宅明渡し等の訴えを提起する必要があるため、地方自治法の規定により町議会の議決を求めるものです。 議案第61号、工事請負変更契約の締結につきましては、令和6年議案第31号をもって議決された四三嶋地区工業用地造成工事（4－1工区）を実施するにあたり、工事内容の変更に伴い工事請負契約を変更する必要性が生じたため、筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。 議案第62号、工事請負契約の締結につきましては、峯古野池浚渫工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。 議案第63号、財産の取得につきましては、ノート型パソコン及び周辺機器を取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。 以上が追加議案の提案理由です。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。 よろしくお願いします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第54号「筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	今度、紙おむつ用の袋ができるわけですが、それぞれ新しくできる一般家庭の小、事業系の小、特小の容量を教えてください。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 まず、事業系小でございますけれども、容量は58リットルでございます。続きまして、事業系の特小、こちらにつきましては25リットル、家庭系の小は18リットルということになっております。 以上でございます。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 木村議員

木村議員	今回の使用済み紙おむつのリサイクル政策は、全国でも取り組んでいる、または検討している自治体は78と少なく、先進した取り組みであると思います。 しかしながら、この政策が成功するには町民の理解や協力が不可欠です。 この議案が通りましたら、住民の皆様にご理解、ご協力がいただけるよう、周知、説明をよろしく願いしておきます。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	議員ご指摘のとおり、この事業を行うにあたりましては、特に住民の方々のご理解、ご協力が必要になってくるかというふうに考えております。そこで、本町といましては住民の方々への周知が一番ということで、防災行政無線や広報、こういったものを活用しながら周知するのと併せまして、各区の区長さん等々にご協力いただきながら、区内放送、こういったことでさらに周知をお願いするという方向で考えております。 以上でございます。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第54号「筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第55号「筑前町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第55号「筑前町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。 議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第56号「筑前町公共施設使用料のオンライン決済導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５６号「筑前町公共施設使用料のオンライン決済導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。 議案第５６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、議案第５６号、原案のとおり可決いたしました。
日程第５	
議 長	日程第５ 議案第５７号「令和６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５７号「令和６年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」を採決します。 議案第５７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。
日程第６	
議 長	日程第６ 議案第５８号「令和６年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第５８号「令和６年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を採決します。 議案第５８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 5 8 号は原案のとおり可決されました。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 5 9 号「令和 6 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 5 9 号「令和 6 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決します。 議案第 5 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 5 9 号は原案のとおり可決されました。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 6 0 号「訴えの提起について（町営住宅明渡請求事件）」を議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	追加議案書 3 ページをお願いします。 議案第 6 0 号「訴えの提起について」 筑前町営住宅明渡しについて、次のように訴えを提起するものとする。 本日付提出、町長名です。 1 事 件 名 町営住宅明渡請求事件 2 訴えの相手方 A（町内在住者） 3 訴 え の 趣 旨 （1）相手方に対し、町営住宅の明渡しを求める。 （2）相手方に対し、滞納住宅使用料の支払いを求める。 （3）相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。 4 訴訟遂行の方針 （1）判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。 （2）相手方から滞納住宅使用料を完納する旨の申し入れがあり、かつ、それらの履行が見込まれる場合は、和解する。 提案理由は、町長説明のとおりです。 以上、説明を終わります。 よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。

	討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第60号「訴えの提起について(町営住宅明渡請求事件)」を採決します。 議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第61号「工事請負変更契約の締結について(四三嶋地区工業用地造成工事(4-1工区))」を議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	追加議案書4ページをお願いします。 議案第61号「工事請負変更契約の締結について」 令和6年議案第31号をもって議決された工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、議決を求める。 本日付提出、町長名です。 1 工 事 名 四三嶋地区工業用地造成工事(4-1工区) 2 請負契約額 変更前 7,480万円(内消費税額680万円) 変更後 8,382万8,800円 (内消費税額762万800円) 提案理由は、町長の説明のとおりです。 次のページをお願いします。 参考 1 工 事 箇 所 筑前町四三嶋地内 2 工 期 令和6年5月14日から令和7年2月28日まで 3 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町安野103番地3 株式会社宮尾組夜須営業所 代表取締役 宮尾秀行 4 変更の概要 鋼管杭基礎工の追加 設置本数177本 サウンディング及び原位置試験の追加 調査延長14.5メートル 張コンクリート工 変更前124平方メートル 変更後169平方メートル U型側溝布設工(300B) 変更前延長142メートル 変更後延長59メートル U型側溝布設工(240) 変更後延長83メートル 以上、説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。

	これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第61号「工事請負変更契約の締結について（四三嶋地区工業用地造成工事（4－1工区）」を採決します。 議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第62号「工事請負契約の締結について（峯古野池浚渫工事請負契約の締結）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書6ページをお願いいたします。 議案第62号「工事請負契約の締結について」 次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 1 工 事 名 峯古野池浚渫工事 2 契約の方法 指名競争入札。結果は別表のとおりでございます。 3 請 負 契 約 額 1億7,820万円（内消費税1,620万円）です。 4 契約の相手方 福岡県朝倉郡筑前町東小田78番地6 株式会社柿原建設 代表取締役 柿原良至 議案書7ページをお願いいたします。 入札結果につきましては、株式会社柿原建設が第1回目の入札で落札し、落札率98.92%でございます。 工事箇所及び工事概要は、参考に記載のとおりです。 工期は、契約の効力発生の日から令和7年3月24日まででございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第62号「工事請負契約の締結について（峯古野池浚渫工事請負契約の締結）」を採決します。 議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議 長	挙手全員です。 したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第63号「財産の取得について（ノート型パソコン及び周辺機器）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の8ページをお願いいたします。 議案第63号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議決を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりです。 1 取得する財産 ノート型パソコン及び周辺機器 2 契約の方法 指名競争入札。結果は別表のとおりでございます。 3 取得価格 1,241万3,500円（内消費税112万8,500円）です。 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区千代2丁目1番15号 株式会社学映システム福岡営業所 福岡営業所長 松尾雄一郎 議案書9ページをお願いいたします。 財産の取得にあたっては指名競争入札を行っております。 入札結果につきましては、株式会社学映システム福岡営業所が第1回目の入札で落札し、落札率は70.07%でございます。 財産の名称及び数量、主な仕様は参考に記載のとおりです。 納入場所は筑前町役場本庁舎、納入期限は令和7年2月28日でございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第63号「財産の取得について（ノート型パソコン及び周辺機器）」を採決します。 議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
日程第12	
議 長	日程第12 請願第2号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」及び発議第3号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の

	引き上げ」を求める意見書」を一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員会の委員長報告及び関連して発議第３号の説明を求めます。 山本一洋文教厚生常任委員長
文教厚生常任委員長	定例会初日の１２月６日に文教厚生常任委員会に付託されました請願第２号につきまして、１２月１０日に委員会を開催し、審議いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。 議会提出議案書等の３ページをご覧ください。 請願第２号は、委員会審査報告書のとおり採択であります。挙手による採決を行い、挙手全員により、採択と決しました。本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第３号を提出いたします。 ５ページをご覧ください。 「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書。 標記の議案を、地方自治法第１０９条第６項及び筑前町議会会議規則第１３条第２項の規定により別紙のとおり提出いたします。 提出者、文教厚生常任委員会委員長、山本一洋。 提出の理由、中学校・高等学校での３５人学級を早急に実施し、さらなる少人数学級について検討するとともに、加配教員の増員などの教職員定数改善や標準授業時数の削減を推進すること。また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引上げること。 これらの事項の実施について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、議案を提出する理由です。 ６ページをご覧ください。 意見書につきましては配付のとおりです。 提出理由で申し上げた事項が実現することを求める内容でございます。 全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	これから、委員長報告及び説明に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 次に、発議第３号について先議いたします。 お諮りします。 これから、「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書を採決します。 発議第３号は、採択することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第３号は採択することに決定をいたしました。 発議第３号については、地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、請願第２号は採択すべきものとみなします。

日程第 1 3	
議 長	日程第 1 3「議会運営委員会閉会中の所掌事務継続調査申出書」を議題とします。 議会運営委員会委員長から会議規則第 7 3 条の規定によって、お配りしたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
日程第 1 4	
議 長	日程第 1 4「常任委員会閉会中の所管事務継続調査申出書」を議題とします。 各常任委員会委員長から会議規則第 7 3 条の規定によって、お配りしたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	ご挨拶申し上げます。 令和 6 年第 4 回筑前町議会定例会、提案いたしました議案全て可決をいただきまして、ありがとうございました。 お疲れさまでございました。 ここで、私の町長職の進退問題の件でございますが、この場をお借りいたしまして、私の考えを述べさせていただきたいと思います。 熟慮の結果、筑前町は今、合併から地方創生への道半ばであります。このような時代だからこそ、若い世代にバトンを渡すときだと考えます。 したがって、来年 4 月の町長選挙には出馬せず、任期満了をもって町長の任務を終えたいと考えております。 以上でございます。
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和 6 年第 4 回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。 (1 4 : 3 0)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長 田中政浩

12番 議 員 河内直子

13番 議 員 寺原裕明